

原告第14準備書面の要旨

序章 被告らの回避義務及び回避可能性についての反論等と本準備書面の概要

1 被告らの反論

被告国は、推進本部予測に対応した回避措置として、「敷地南北についてのみ防潮堤を設ける措置」（以下「南北防潮堤案」という。）でも合理性があり得たとして、この措置を実施していても本件事故は回避できなかつた旨反論して、本件事故についての回避可能性を否定している。

2 本準備書面の概要

そこで、原告は、被告国の南北防潮堤案が失当であることを、第1章～第4章において述べる。

第1章 種々の回避措置が存在していたことについて

1 種々の回避措置の存在

原発業務には「万全の措置を講じる」という高度の回避措置義務が課されているところ、「原子炉の停止」措置が最も確実な措置であったが、これに代えての措置（以下「代替措置」という。）として、例えば次のA～D類型のような措置が存在していた。

A：防潮堤（防潮壁）の構築

B：建屋の水密化等

C：原子炉への注水設備や冷却用の電源設備等の水密化等

D：予備の設備を津波の影響が及ばない場所に設置

2 被告国の代替措置についての南北防潮堤案に基づく反論が失当であること

（1）被告国の南北防潮堤案に基づく反論は、「原子炉の停止」措置はあり得ないという前提に立ったものであるが、被告国が炉規法上も電業法も「原子炉の停止」権限を有していたことは明らかである。

（2）被告国の南北防潮堤案に基づく反論は、推進本部予測に対応した代替措置とし

ては、「ドライサイトを維持することができるよう防潮堤・防波堤等を設置」（上記のA類型）に限定されていたことを前提とするものであるが、このように限定すべき法令上の根拠があるわけではなく、かつ、合理性を欠くものであって失当である。

第2章 推進本部予測に対応した回避措置としての「原子炉の停止」措置について

推進本部予測について予見義務が認められる場合には、被告国及び被告東電のいずれについても、直ちに「原子炉の停止」措置を講じる法的な義務が発生することは、次とおり明らかである。

1 新設炉の場合

推進本部予測を予見すべきこととなった場合には、福島第一原発の敷地高を大きく超える津波が来襲して全電源喪失等による過酷事故の発生を当然に想定すべきこととなる。したがって、かかる場合には、炉規法23条1項及び24条1項4号の規定により、設置の許可を「してはならない」こととなるので、当然に原子炉の稼働もあり得ないこととなる。

2 既設炉の場合

（1）炉規法上の規制について

既設炉について推進本部予測を予見すべきこととなった場合には、経済産業大臣には、炉規法26条1項及び33条2項2号により、設置許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めて原子炉の運転の停止を命ずる権限行使し得ることとなる。そして、新設炉であれば設置許可を「してはならない」こととなるのであるから、経済産業大臣は当然にこの権限行使すべき義務が発生すると解すべきことは自明の理であり、原発の稼働はあり得ないこととなる。

（2）電業法上の規制について

経済産業大臣には、電業法39条及び40条により原子炉の使用を一時停止すべきことを命ずる権限を有していたが、推進本部予測を予見すべきこととなった場合

には、上記炉規法と同様に、経済産業大臣は当然にこの権限を行使すべき義務が発生すると解すべきことは自明の理であるから、原発の稼働はあり得ないこととなる。

第3章 簡易かつ短期間に実施可能であった代替措置の存在について

2016（平成28）年2月1日付で失敗学会の吉岡律夫等共著による「福島原発における津波対策研究会・最終報告書」と題する論文（以下「本論文」という。）が公表され、極めて簡易かつ短期間に実施可能な代替措置が存在していることが、明確に解明された。その要旨及び評価は次のとおりである。

1 本論文の要旨

(1) まず、本論文は、福島原発事故の直接原因が津波によって交流電源、直流電源、最終排熱系の3つが同時に喪失したことであるとしたうえで、推進本部予測等によって本件原発敷地高さを超える津波が来ると予測されれば、上記の直流電源、交流電源、最終排熱系の3つが同時に喪失することは、原発専門家なら自明であったとしている。

(2) 次に本論文は、想定される炉心溶融事故を、「最小限何があれば防げたのか」について、時系列的にあらゆる事態の進展を想定して専門工学的に徹底的に解析した上で、「それは可能だったのか」について、次の地震・津波対策を用意しておけば、福島原発事故は回避できたと考えられるとし、かつ、この対策には安全審査は不要で殆どは運転中の対策工事も可能であり、1～2年で完了できると考えられている。

①十分な容量と個数の125Vバッテリーと250Vバッテリー

②高压電源車

③水中ポンプ（R H R S代替用）

④全交流電源喪失（S B O）、直流電源喪失、海水ポンプモーター喪失を想定した訓練

2 本論文の評価

(1) 内容の十分な合理性

本論文は、上記のとおり、原子炉の「冷却設備」ではなく「冷却機能」に着目し、この機能を専門工学的観点から徹底的に解析することによって、喪失した冷却機能をどうしたら簡易かつ短期間に回復し、炉心溶融事故を回避することができたのかを具体的に解明したものであって、一般通常人にも容易に理解し得るだけの十分な合理性を有しているものと認められる。

(2) 安全工学に関する適切な見識

本論文は、安全工学の観点から「『今まで起きたことがない事故は考えなくて良い』という思想は、近代化・高度化された産業システムにおいては許されない。特に被害が甚大となる原子力施設では、今まで起きていないなくても、合理的に予測される事故に防衛しなければならない。」等と記述しており、法規範の観点からも適切な見解であると認められる。

第4章 敷地南北側についてのみ防潮堤を設ける回避措置は、推進本部予測に対応した措置としては著しく合理性を欠き、適切なものとは認め難いものであったことについて

被告国は、本件原発の敷地南北側についてのみ防潮堤を設ける回避措置をとったとしても、本件事故を回避できなかつた旨の反論をしているが、それが著しく合理性を欠き、適切なものとは認め難く失当であることは、以下の通りである。

①被告東電が本件事故前に実際に検討していたのは、本件原発の南側から北側まで全てを囲む防潮堤を設置する案であり、被告国反論のようにわざわざ本件原発の海側正面である東側を除いて南北側だけに防潮堤を設置する案は、この案と対比すると、明らかに不自然で安全性に劣るものであった。

②被告国が、敷地南北側以外の東側（本件原発の海側）に防潮堤を設けないでよいとする反論の根拠としている文書等には、疑問点や不明点が多く存在するため、根拠

としては不十分である。

③被告国が反論として提示する防潮堤を設置する案は、これを実施しようとすれば、地元自治体から、安全確保協定上の事前了解を得る必要があったが、この案には上述のとおり疑問点や不明点が多々存在していた上に、被告東電が本件事故から5年以上も経過した時点で突如作出了した案であって、地元自治体と締結していた安全確保協定上の事前了解が得られたとは考え難いし、地元自治体抜きでその回避可能性を論じるなどということは、仮想の空論を弄び地元自治体を愚弄するものであるとの誹りを免れない。

第5章 総括・・被告らが簡易かつ短期間に容易に実施可能な回避措置さえ講じていなかつたことの責任の重大性、悪質性

被告らは、失敗学会最終報告書が明らかにした極めて簡易かつ短期間に容易に実施可能な回避措置さえ、推進本部予測の基である「長期評価」公表後本件事故発生まで9年間を超える長期間実施していなかつた。しかも、この回避措置は、推進本部予測を「想定外」とした場合であつても、基本的に平素から非常時発生に備えて実施しておくべき措置であったと評価すべきものである。したがつて、被告らの回避義務違反の程度は故意又は重大な過失に該当するとして、厳しく非難されるべきである。

以上